

ROAD RACE

ロードレース

CONTENTS

▼付則3 サークット走行に関する規則

1 目的	84
2 定義	84
3 サークット走行における遵守事項	84
4 車両およびライダーの装備	86
5 損害に対する責任	87
▼ ロードレースにおける2次災害防止の遵守事項	88

▼付則4 ロードレース競技規則

1 適用の範囲	89
2 ロードレース	89
3 競技会と開催クラス	89
4 公式シグナル	90
5 参加資格	93
6 出場申し込み	93
7 参加受理	94
8 ナンバープレート	94
9 ゼッケンナンバー	95
10 ライダーの装備	96
11 出場受付け	98
12 出場車両並びにマーキング部品の変更	98
13 車両の検査	99
14 ブリーフィング	99
15 公式予選	99
16 決勝レース出場台数	101
17 スタート方法	101
18 スタートにおける反則	106
19 ビットレーンのスピード制限	107
20 “ウェット” および “ドライ” レース	107
21 レース中およびプラクティスセッションの行為	107
22 停車指示	110
23 レースの一時停止	110
24 赤旗中断されたレースの再スタート	112
25 リタイヤ(棄権)	114
26 レース終了	114
27 優勝者、順位、完走者および得点(ポイント)	114
28 レース終了後の車両保管と再検査	115
29 レースおよび大会の延期・中止等	116
30 抗議	116
31 違反に対する罰則	116
32 本規則の解釈	117
33 本規則の施行	117

▼付則5 2019年全国ロードレース選手権大会特別規則

1 公示	118
2 全日本ロードレース選手権参加者の行動規範	118
3 開催内容と競技会の基本スケジュール	118
4 参加定員	120
5 追加のクラス	121
6 コースと最多出場台数	121
7 公式予選	121
8 大会審査委員会	122
9 参加資格	122
10 出場料	122
11 ビットクルー	122
12 レース当日の練習走行	122
13 ゼッケンナンバー	123
14 スペアマシン	123
15 ビットレーンのスピード制限	124
16 タイムキーピングシステム	124
17 スタートグリッドおよびスタート方法	124
18 レース距離	129
19 賞および得点	129
20 主催者の権限	130
21 ペナルティーの通告	130
22 タイヤ規制	130
23 スタート練習	132
24 JSB1000クラスのシード権	132
25 ST600クラス ワンメイクタイヤ特別規則	132
26 レースディレクション	134
27 MFJセーフティオフィサー(MFJSO)の義務と権限	134
28 ペナルティーポイント	135
29 テクニカルアドバイザーの役割	135
30 本規則の施行	135

▼付則6 MFJカップ/地方選手権ロードレース大会特別規則

1 公示	136
2 地方選手権	136
3 MFJカップ JP250	137
4 ワンメイクタイヤ特別規則	138

▼付則7 GPフォーミュラ基本仕様

142

▼付則8 JSB1000技術仕様

164

▼付則9 ST600技術仕様

187

▼付則11 JP250技術仕様

209

▼付則12 耐久レースの仕様

231

▼付則13 ジュニアの仕様

233

▼付則14 ミニバイクの仕様

236

※規則変更点は太字で示されています。

サーキット走行に関する規則



1 目的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が、ロードレースコース（サーキット）において練習、レースを含むサーキット走行する際の基本的な走行方法、マナーを示すための規則である。

ただし、競技会において本規則とロードレース規則が相反する場合は、ロードレース規則が優先される。

2 定義

- 2-1 サーキット走行とは、全ての者が、練習及びレース等においてその持ち得る技量及び車両の能力において、でき得る限りより安全に、かつ速く走ることを目的として走行することをいう。
- 2-2 レコードラインの定義
レコードラインとは、そのサーキットを無理なくでき得る限りより安全に、かつ速く走るための理想的走行ラインをいう。
- 2-3 スロー走行とは、ライダー、マシンのトラブル、サーキット初心者の走行、慣らし走行、コース慣熟走行、下見走行をいい、基本的にはピットレーンがある側のコース端を走行しなければならない。

3 サーキット走行における遵守事項

サーキット走行する際は、各サーキットごとに定められた規則を熟知し、当該施設の指導員・係員、オフィシャル等の指示に従わなければならない。

- 3-1 優先権
 - 3-1-1 サーキット走行においては、基本的にレコードラインを走行する者に優先権がある。
 - 3-1-2 スロー走行中の者は、レコードラインを走行する者を妨げてはならない。
スロー走行車は基本的にはコースのピットレーンがある側のコース端を走行しなければならない。
 - 3-1-3 ピット走行レーンにおいては、ピットインしてくる車両（先にピット走行レーンを走行している車両）に優先権がある。
 - 3-1-4 ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、ピットレーンを出て最初のコーナー出口に達するまでは、ピット側コース端を走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。レコードラインへの合流に際し

ては、十分な速度まで加速しなければならない。

3-2 走行中の遵守事項

- 3-2-1 シグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。
- 3-2-2 通常予想できない地点での不必要な急減速をしてはならない。
- 3-2-3 いかなる場合も、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。
- 3-2-4 直線部分では、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく急激に変更することは禁止される。
- 3-2-5 他のライダーの走行を妨害するような走行をしてはならない。
- 3-2-6 必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離し、また外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはならない。

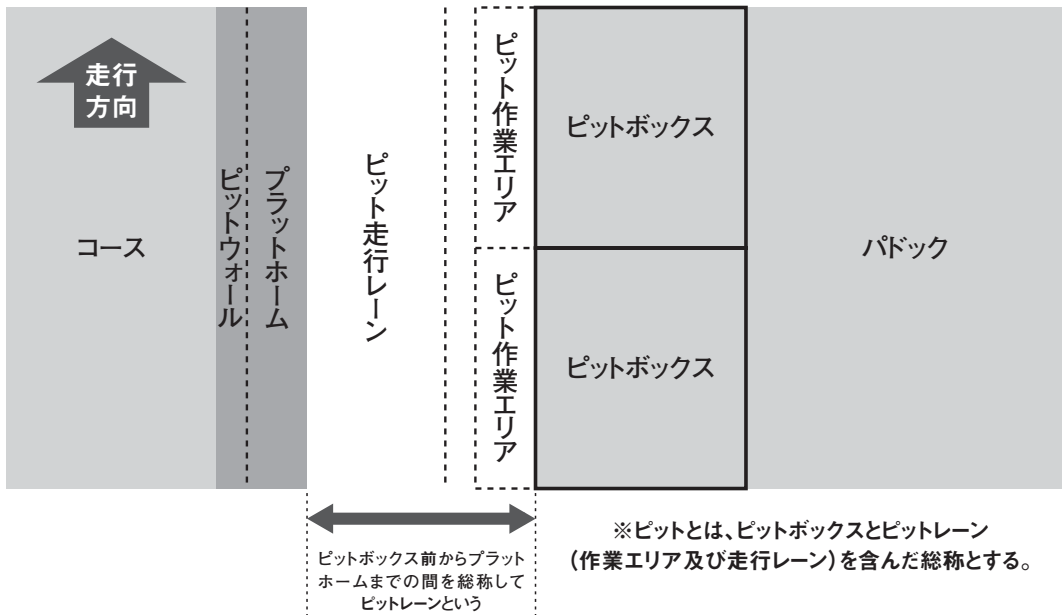
3-3 転倒・コースアウト

- 3-3-1 コースアウト
 - 3-3-1-1 もしコースアウトしたら、復帰する場合は後方を確認したのちコースに復帰しなければならない。転倒した場合は、マシンの確認（破損・オイル漏れ・グラベルの砂利等）も留意し、コースを汚損してはならない。
 - 3-3-1-2 トラブルなどで走行を止める場合は、マシンをコース外の安全な場所に止めてから退去しなければならない。
- 3-3-2 転倒
 - 3-3-2-1 自分が転倒もしくは故障で停止した場合、2次災害の防止つまり後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の事故の増大を防止しなければならない。
 - 3-3-2-2 転倒したら状況判断により安全な所へできるだけ早く避難すること。特にオイルによる転倒は、後続車も同じ場所で続々と転倒してくる可能性があるので注意しなければならない。
 - 3-3-2-3 安全な場所から、でき得る限り後続車へ知らせる努力をすること。安全なタイミングを見て電源と燃料コックをオフにして火災やガス漏れを防止する。また、可能な限り散乱部品を撤去すること。
 - 3-3-2-4 ガードレールの外に出るまでは、ヘルメットを着用してしなければならない。
 - 3-3-2-5 転倒したマシンは、オイル・ガソリン等をこぼす場合が多いので、転倒車両を目撃したら次の周回は充分注意して走行しなければならない。
- 3-3-3 コースへの復帰
 - 3-3-3-1 安全な場所にてマシンが走行可能かどうか確認すること。
 - 3-3-3-2 オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキオイル等の漏れがないか確認する。漏れがあった場合は、無理にピットまで帰還しないこと。
 - 3-3-3-3 走行に危険がある部分の破損、重要保安部品の破損、または破損部が鋭利になっていないかを確認すること。
 - 3-3-3-4 フェアリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはならない。
 - 3-3-3-5 後方の安全を充分に確認して余裕を持ってコースに復帰すること。
- 3-3-4 マシントラブル
 - 3-3-4-1 走行中にマシントラブルに見舞われた場合、レコードラインを走行するライダーの妨げにならないように注意してピットに戻ることができるが、後方の安全を確認し合図をしてからピット設置側を走行すること。

ロードレース競技規則

- 3-3-4-2 コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 3-3-5 ピットイン
- 3-3-5-1 ピットインする車両のライダーは、ピットレーン入り口手前より後方を確認し、ピット側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確保しピットレーンを徐行しなければならない。
ピットエリア（停車区域）を走行することは禁止される。
- 3-3-5-2 ピットインする車両は、自己のピットボックスにできるだけ近いピット**走行レーン**からピットエリアに入り、自己のピットボックスにできるだけ寄って停車しなければならない。
- 3-3-5-3 ピットレーンのスピード制限は、当該サーキットの規則に従わなければならない。
- 3-3-5-4 ピット**走行レーン**、サインエリアでのピットクルーは、走行車両に優先権があることを認識し、自己の責任において安全を確保するものとする。ピットクルーが規則に従わない場合も当該チーム、ライダーが責任を負うものとする。

○本規則における用語は以下を定義とする。



- 3-3-6 その他
- 3-3-6-1 常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は厳に慎まなければならない。
- 3-3-6-2 アルコール類あるいは薬品（興奮剤等）を使用してはならない。

4 車両およびライダーの装備

- 4-1 車両
- 4-1-1 サーキットを走行する車両は自己の責任において事前の整備が行われており、走行するサーキットに要求される仕様に合致していなければならない。

- 4-1-2 オイル漏れや部品の脱落等が危惧される状態での走行は禁止され、走行が安全に行われ且つ他のライダーやコースへ走行の危険を及ぼすことが無い様に努めなければならない。
- 4-2 ライダーの装備
 - 4-2-1 ヘルメットはロードレース用MFJ公認ヘルメットを使用すること。ヘルメットおよび装備品へのウェアラブルカメラ等の突起物の装着は禁止される。
 - 4-2-2 レーシングスーツ、グローブ、ブーツを着用しなければならない。また安全対策として、チェストガード、脊椎パッド、エアバッグ、ヘルメットリムーバーを着用することが推奨される。
 - 4-2-3 慣らし走行等を行う、または特にスピードの遅いライダーが走行する場合は、外部からはっきり認識できる色のビブス等を着用し、他のライダーにはっきりとわかる様にしなければならない。ビブス等の形や色については、各サーキットの指示に従うこと。

5 損害に対する責任

- 5-1 走行中自己の車両及びその付属品及び安全装備等が破損した場合、またサーキットの付帯設備等を破損した場合も、その責任は自己が負わなければならない。
- 5-2 走行に際して起こった負傷等は、参加者自らが責任を負うものとする。

ロードレースにおける2次災害防止の遵守事項 転倒、または故障停止したら

2次災害防止

転倒したら2次災害の防止。

転倒、もしくは故障で停止した場合、後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の2次災害事故の増大を防止するよう心がけて下さい。

まず安全確保

転倒したら、状況判断により、安全な所にできるだけ早く退避して下さい。

特に、オイルによる転倒は、後続車も同じ所に次々と転倒してきます。

後続車への合図

ポストから黄旗が振られますが、できるかぎり後続車に知らせる努力をして下さい。タイミングを見て、電源と燃料コックをOFFにして火災や燃料漏れの防止をして下さい。

障害物のかたづけ

オフィシャルと協力して散乱部品のかたづけを素早く行って下さい。オイルやガソリンがこぼれていたなら処理作業も素早く行って下さい。安全上、走ってくるマシンに背中を向けられないよう心がけて下さい。

コース内はヘルメットを

自分が転倒した所は他のライダーも転倒しやすい場所です。

いつ飛び込んで来るか分かりません。

ガードレールの外に出るまではヘルメットを被ったままで行動して下さい。コース内（グリーンも含む）にライダーがいる間は黄旗が振られ、追い越し禁止です。他のライダーを拘束しますので、できるだけ早くコース外に退場して下さい。

再スタート

マシンが再スタート可能かどうかの確認をして下さい。

マシンの点検はコース内の危険な場所で行わないで下さい。オフィシャルの指示に従い安全な場所に移動して下さい。

- 1) オイル、ガソリン、冷却水、ブレーキオイル等の漏れがないか確認をして下さい。オイル漏れなどがあった場合は、無理にピットに帰還しないで下さい。
- 2) 走行に危険のある部分の破損、重要保安部品の破損がないか、また破損部分が鋭利になり2次被害を与えないか確認して下さい。
- 3) フェアリング内に泥、砂利、草等が入っていないかを確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはいけません。後方の安全を十分に確認し余裕をもってコースに復帰して下さい。

転倒車両を見たら

転倒したマシンは、オイル、ガソリン等をこぼす可能性があります。

走行中に転倒車を目撃したら次の周には充分注意をして通過して下さい。